

4 医療人材派遣について

●概要

- 感染症法および医療法の改正により、人材派遣について制度化された。
 - ・医療措置協定により、公立・公的医療機関を中心に、県内・県外への派遣可能人数を把握し有事に備える
 - ・県境を越える広域派遣について、国と都道府県の役割分担や発動条件を明確化 等
- 医療措置協定により、平時から大まかな派遣可能人数を把握し、県内での派遣を実施
- 医療措置協定において派遣可能人数を記載し、協定締結医療機関は、平時から、派遣可能な医療従事者等のリストを作成しておく。

【想定される派遣業務内容】

- ・感染症患者を診る医療機関への派遣
- ・宿泊療養施設の医療班
- ・広域(県外)派遣 ※局所的に感染症が発生した場合を想定
- ・保健所等のクラスター対策チームへの派遣(医療機関や高齢者施設等の感染制御指導)
- ・後方支援医療機関への派遣
- ・地域検査センター(県が構築する検査に特化した施設)への派遣 等

●協定記載内容

対応時期 (目途)	流行初期期間経過後 (新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内)
対応の内容	・派遣可能な 医師 の人数(県外可能人数も記載)(うちDMAT、DPATの人数も記載) ・派遣可能な 看護師 の人数(県外可能人数も記載)(うちDMAT、DPATの人数も記載) ・ その他 (可能な範囲で職種を記入)(県外可能人数も記載)(うちDMAT、DPATの人数も記載)

5 個人防護具の備蓄について

●個人防護具の目標数値

協定締結医療機関のうち「8割以上」の施設が当該施設の使用量「2か月以上」にあたるPPEを備蓄

●協定書素案(医療措置協定)

個人防護具の備蓄
(乙における〇ヶ月分の使用量)

サージカルマスク	N95マスク	アイソレーションガウン	フェイスシールド	非滅菌手袋
枚	枚	枚	枚	枚 (双)

(解説)

- 5物資全部について一括して、新興感染症発生・まん延時における使用量2か月分以上で設定し、協定で定めることを推奨。
- 特定の感染の波における使用量での2か月分ではなく、令和3年や令和4年を通じた新型コロナ対応での平均的な使用量で2か月分を設定する。
- 医療機関全体での使用量を指し、新興感染症診療部門以外や検査を実施するための使用量を含む。
- 備蓄物資を順次取り崩して一般医療の現場で使用する回転型を推奨。
- 回転型のほか、①物資の取引事業者との供給契約で、取引事業者の保管施設で備蓄を確保する方法や、②物資の取引事業者と提携し、有事に優先供給をしていただく取り決めをすることで、平時に物資を購入することなく、備蓄を確保する方法でも可能。
- 国において、保管施設整備費に対する支援を検討中。
- 記載は任意。

(感染症法に基づく「医療措置協定」締結等のガイドラインより)

6 連絡事項

●意向調査の実施について

- ・令和5年12月頃、協定締結に向けて意向確認調査を実施予定です。詳細につきましては後日連絡します。

●協定締結に向けた説明動画の視聴について

- ・協定締結に向けた解説動画を滋賀県ホームページに掲載していますのでご視聴ください。

6 連絡事項

●お問合せ先(質問はこちらまで)

- メールにてご連絡ください。
- 締め切り:11月22日(水)午前中
- メール の 件名 には 「【〇〇医院】医療措置協定に関する質問」とご記載ください。

滋賀県健康医療福祉部健康危機管理課

【発熱外来に関すること】

調査・検査係:Mail:coronataisaku4@pref.shiga.lg.jp

【自宅療養者等への医療の提供および健康観察について】

医療調整第二係:Mail:coronataisaku8@pref.shiga.lg.jp

※メールがご利用できない場合は、下記までご連絡ください。

調査・検査係:TEL:077-528-3584

医療調整第二係:TEL:077-528-1331

ご清聴ありがとうございました。